

「みよし市子ども計画（案）」策定に係るパブリックコメントの実施について

「みよし市子ども計画」は、こども大綱、愛知県こども計画を勘案した、こども基本法第10条第2項に示される「市町村こども計画」であり、令和7(2025)年度からの開始に向けて策定作業を進めております。

今回、案がまとまりましたのでこれを公開し、皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

- 1 実施期間
令和7(2025)年1月6日(月)から令和7(2025)年2月14日(金)まで
- 2 閲覧場所等
みよし情報プラザ（市役所1階）、サンネット（カリヨンハウス2階）、市ホームページ
- 3 意見の提出方法
任意の様式に住所、氏名、電話番号、計画に対する意見を明記して、実施期間中にこども未来部こども政策課へ郵送、ファクス、メールまたは直接持参
※広報みよし1月号にお知らせ記事を掲載します。

1 計画策定の趣旨と背景

令和2(2020)年度に策定した「みよし市児童育成計画」が令和6（2024）年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、みよし市の現状を踏まえ、新たに「みよし市子ども計画」を策定し、本市の切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めます。

2 計画の位置づけ及び計画期間

本計画は、こども基本法第10条第2項に示される「市町村こども計画」であり、また「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策についての計画」、「市町村子ども・若者計画」、「市町村行動計画」に対応するものです。

また、本計画は、「みよし市総合計画」を上位の計画とし、「みよし市地域福祉計画」をはじめ、その他の各種関連計画との整合性を勘案して策定したものです。

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

3 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨、計画の法的根拠と位置づけ、計画の期間、計画の対象となるこども・若者、計画の策定体制、こどもまんなか社会の実現、こども大綱に沿った計画策定、SDGs との関連について掲載しています。

第2章 みよし市のこども・若者を取り巻く現状と課題

みよし市の現状として各種基礎統計のほか、令和6(2024)年2月に実施した「こども・子育て支援ニーズ調査」、「こどもの生活状況調査」、「こども・若者の意識と生活に関する調査」のアンケート結果を分析し、そこから見える本市の現状を掲載しています。

第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本理念、計画の基本目標、計画の数値目標について掲載しています。

基本理念：『すべてのこどもの健やかな成長とこどもの想いをまんやかに 笑顔輝くまち みよし 「いま」と「みらい」をつなぐまち』

第4章 こども施策に関する重要施策

国が策定したこども大綱に基づき、ライフステージを通した重要施策、ライフステージ別の取組、子育て当事者への支援に関する取組、こども・若者の社会参画・意見反映、こども施策の共通の基盤となる取組について掲載しています。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

幼稚園、保育園のほか、地域こども・子育て支援事業（以下の20事業）に関しての令和7（2025）年度から令和11(2029)年度までの量の見込みと確保の内容を具体的数値で、またそれぞれの確保策について掲載しています。

①時間外保育事業	②放課後児童健全育成事業	③子育て短期支援事業(ショートステイ)
④地域子育て支援拠点事業	⑤一時預かり事業（幼稚園）	⑥一時預かり事業(幼稚園以外)
⑦病児・病後児保育事業	⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	⑨利用者支援事業(母子保健型)
⑩妊婦に対する健康診査	⑪乳児家庭全戸訪問事業	⑫養育支援訪問事業
⑬実費徴収に対する補足給付を行う事業	⑭多様な事業者の参入促進・能力開発事業	⑮子育て世帯訪問支援事業
⑯児童育成支援拠点事業	⑰親子関係形成支援事業	⑱妊産婦等包括相談支援事業
⑲産後ケア事業	⑳こども誰でも通園制度（仮称）	

第6章 計画の進行管理

計画の推進に向けてのPDCAサイクルについて掲載しています。